九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の變革

長,壽吉

https://doi.org/10.15017/2344391

出版情報: 史淵. 13, pp.89-116, 1936-07-20. 九州帝国大学法文学部

バージョン: 権利関係:

第二帝政末期六〇年代前期

長

一 古

四、「六十名の宣言」
二、「皇帝の内祕」
三、勞働者派遣

、自由帝政由來

これに對して、夙に長きに亘りて、その「精勵なる讀者であり、且つその援用者であつた」と云ふこ 義」("La Démocratie pacifique.") と、ルイ・ナポレオンとの關係に就いては、ルイ・ナポレオンが とである。(モリス・フリイドベルグ近代佛蘭西社會運動に於けるシャアル・フウリヱの影響)。この 事に關するとの社會思想家の言は、 ヴイクトル・コンシデランの述ぶるところに依れば、その社會主義主張の逐時刊行「平和的民主主 彼の祖述せるフウリヱ主義と後年の皇帝自由主義との關係の深

九

第二帝政法期六〇年代前期に於ける自由帝政の繆革

のものである。フウリエ主義の全般的影響は、帝政後期の觀察に必要とされるところである。 發展」(ジアンモウレン第二帝國の宗教政策)の自然的なる形勢とともに、吾等に知らしむるところ。 はフウリヱなりと云ふことに参照されて(同前)、第二帝政末期に於ける、所謂「緩徐なる左翼への きことを、恰かも當時の世上に所謂、最も人窒あるものは皇帝ナポレオン三世にして、之に次ぐもの

萠芽の一脈流通の源泉を省察せざるを得す。 存したことを想定することは、決して不當ではないと思はれる。フウリエの抽象純理の學說が、彼を 謂奇異なる融合が、後年の無袴的ボナパルテイスムに發達するところの由來に關しては、この思想の ム幽囚の間に於ては、フウリヱ墓誌の意は彼の胸中に往來するもの、屢々なりしことが考へられる。 かも彼ルイ・ナポレオンが病軀アメリカの漂旅から歸つた時の後年に於いて、一八四〇年憂鬱なるア して傾倒せしむるに至らなかつたことは考へられるが、少くも、フウリヱの歿時一八三七年十月、恰 イボリイト・ルノウに依りてフウリエ主義の一端に接してゐた。當時既にフウリエ名著が彼の掌中に 「皇帝の精靈に向ひて」("Aux mânes de l'Empereur")に在りて、この精靈と民主主義との一の所 質困の絶滅」の著者は、既にアムの幽囚の間に在りて、これら當代の社會思想家の言に耳を傾

産出した。前代に於て潛居したるこのアム幽囚の所産が、第二帝政末期に於て緩徐なる左翼への發展 出したりしと同時に、 幽囚は彼の牛生涯の、皇帝的威嚴と、遠大なる企劃と、 「皇帝の精靈に向ひて」と「貪困の絶滅」とに萠芽する、自由民主の思想をも 曲折紆餘の外交と、教會的保守とを産

張は、 可とす。 となることは、その自然の由來まことに久しきものである。サルデニヤ王女を配としたるプランスナ レオンの自由主義は、むしろ皇帝のそれに比して、その根據と由來とを弱く選くするものと觀るを 決してしかく發露し得ざるものなりしことは、多く人の觀るところである。 プランスをして若し皇帝の地位に立たしむるならば、その奔放自由なりし自由主義政策の主

して多くの資産者に對して、永く印象を興ふるととろとなつた。(ジョルデウェイル前掲書)。こ」に の改良を行ひ、同時に總ての貧困なるものに食を與ふべしとすることは、この亡命一公子の理想であ 業に關する大なる協會の設立を認容し、これを以つて失業者を救濟するとともに、國內未開墾の地域 朝佛蘭西史)のである。凡ての産業に對する同一の法律が、農業生産の荒廢を惹起するものとし、農 の人々が全く無關心であつた時に、亡命の一公子はこれに就いて懸念した」(ジョルヂウェル立憲王 は、必要缺く可からざるところなり」と說くものと照應されねばならぬ。「この問題に關して、 第二帝政に於ける二つの方面の分岐と、その交錯とが存在するのである。 由の決定、次いで「六十名宣言」に至る一聯の史實は、「貧困の絕滅」(『Extinction du paupérisme) る(「貧困の絶滅」)。しかもこの單純なる空想に類するものとされたものも、下層階級を動かし、而 (一八四四)の著者が、その中に、「勞働階級者は無一物にして、彼等をして所有者たらしむること 一八六〇年に於けるフランス・イングランド通商條約の締結以後、一八六四年に於ける勞働結社自

帝政末期に於ける自由主義、 第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の變革 所謂 「民主主義の前に跪いた君主國」(ジャクベエンヴィル佛蘭西史) 九

る が、議會的帝政(l'Empire parlementaire)に傾向したことは、この分岐の一端の發露にして、事の自 同論文續編の一部に於て說述すべき豫定なりし主題を、同論文の一節「緩徐なる左翼への發展」に開 然なる經過である。これに就いては拙論文「オルシニ事變の前後」(史淵第十輯)に於て說述してあ 同論文の續編は、文献の理由によりて容易に完成し難きを知り、とゝにそれを割愛する事とし、

は又之を獨逸その他の國々の同時代に比しても、その複雜なる關係にして一層に模糊たるものは見出 う。之を復古王朝期の雨端相對の如きに比しても、 は、 餘曲折しながら、 歴史に於て、この期に於ける諸形勢の展開の如く、一貫したる潮流が明白なる現象を有せずして、紆 に於ても、 とされる。その所以は、第二帝政の本來の意が充分に、との期間に於て窺知されることに出づるもの ı‡ı であつて、左翼への發展の全般的影響が、その中に元來の國民主義的傾向の政策を包藏しつゝ、 する一層の説明として、更に他の方面よりの觀察に於て補ふこととした。 期メキシコ事件の頃に至る期間の歴史は、第二帝政の歴史の中に於て、最も特徴あるところのもの この事の自然なる經過が. 第二帝政の歴史の了解に至るの途である。オルシニ事變以後特にイタリヤ戰役以後、六〇年代の 亦外交に於ても、到る處その發露を觀察されるものあるが故である。恐らく近世佛蘭西 複雑なる關係の間に、 何を條件として、 微妙模糊たる過程を有したるに比類すべきものはないであら 又何を機會として現象したかを、一層に考察すること 又之を第三共和政の民主主義躍進に比しても、或 內政

射 (les répercussions orientales de la question italienne) (プラチアヌ著ナポレオン三世と國民性) は 却つてその不滿を求め、 進の一途を有したる帝政の變革は、自由貿易策の確立を得んとして、尚未完からず、有産者の熾烈な を發すのみにして、病痾の君主は正に所謂政に倦むの姿に陷つて、帝政の最も萎微せる時期を窺はし 屈伏し、全く收受を過つて、凡ての點に於て支離滅裂の結果を招來し、唯、 悉くこの國民主義主張の政策を破滅に終らしめんとし、メキシコ事件に就ては殆んど保守教會の前に 義を提唱しながら、ルウマニヤ問題より延いてポーランド問題に於て、所謂イタリヤ問題の東方的反 る反對に抗して、生活品の價格の低下の方策が尊重され、しかも勞働階級の政治的向上を制限して、 八六三年の總選舉を期としたる、帝政反對派の增加にも拘はらず、その反對派の主張に向つて漸 然るに又、信賴投票の多數を得るに至る素地を養つてゐたのである。 一道の遠大なる企劃の光

と反撥するものがあつたことに就いて考察を試みたく思ふ。 べきものと考へられるところの、外交の由來が、却つてその國民主義的主張の崩壞を以つて、これら 和政傾向との間の往返、而して六十名宣言に至るの經過を敍述し、 於て實現されたかに就ての、 如何にこの左翼への發展が、勞働階級保護の方針、即ち「貧困の絶滅」の意の延長に 經過を敍述し、これと政治的權勢との關係、 更にこれらに必ずや、照應される 換言せば、 帝政的權威と共

むるのである、

二、「皇帝の内秘」

行爲を成就せんとし、そしてこれを異常に終結す」とした。然しこれらは必しも外交方策の上の形容 全く窺ひ知り得ざる方策、又は唐突なる發意に類するものが頗る多かつたのである。 のみでない。殊に六〇年代前期に於ける內政、特に保守派教會派の意見に對する帝政の方針は、質は リユイも亦甞て、同様の言を述べて、「帝は尨大なる計畫と、限られたる力とを有つ。彼は非凡なる 恣意な獨創的な外交策にして、窺ひ知り得ざる方策、又は唐突なる發意を指すものである。外相ド・ 傳へられる、皇帝政策に對する形容たる、「皇帝の內祕」("le secret de l'Empereur")と云ふことは、 一八六〇年乃至一八六二年末の間、 帝國の外交相たりしトウヴネル (L. Thouvenel) の言として

運動に闘する意見の書簡は、和約の由て出づるところ、而してプロンピエル會見(一八五八年七月) ものである (ブルジョア外交史提要)。 一八五九年十二月三十日、 するものは、 充分に明らかにされるとは謂へ、これを内政の關係の上に参照し來る時は、從來の自由派との協和が れる。ヴィラフランカ和約(一八五九年七月)はその外交關係に於ては、由つて來るところのものが 朝にして舊教派との協和に轉化することを示すものであり、從つてこの恣意的なる唐突の發意に類 この皇帝の内祕はイタリヤ戰役後に於て、恰もこの形容の生ぜる頃に於て、 又翻つて遠からずして、その反面をも表示し來るものなきを保せざることが、 帝が法王に致したるロマ その内政の上に觀察さ 窺はれる ヤ獨立

に於ける帝の意見の確守を明かに示すものでありながら、又一面には國內教會派に對する、慰撫同情

をも陰に示すところのものである。

「戰爭の間及びその以後に於て、余の最も强き關心の一は、法王國の狀態であつた。而して余をし 心なきを、好意を以て諒解し給ふことを氽は信ず云々」(ボンジャン「法皇世俗權錄」) (I) は、余がカトリツク信教及びその崇厳なる主長のためになせる、凡てを想起されて、余の言の二 の争に由來するイクリヤ國民運動に對して、何等かの連帶を有することを発かれ得す。 に對する余の誠實と、ローマに於ける余の軍隊の駐在とのあるに拘はらず、余はオーストリヤと く擴大しつつあることを慮ることを敷へねばならぬ。事物は常に一の抂け難き論理を有す。 てかくも速かに平和を結ぶに至らしめたるものの、主なる理由の中には、革命が日を追ひて、漸 聖位

がら、然かも國內自由派、殊にプランスナポレオンを主とするイタリヤ派に向つて、自由と國民性と ものである。 重なる用意と、巧妙なる方策、從つてその間に「帝の内祕」を包藏するものを、知らしむるところの の尊重の一日も忽にすべからざることを、陰に語るが如きものである。要はこの前後に於ける帝の愼 役に至るの理由、 然るにこれに先だつこと數個月、戰役の當初に帝がイタリヤ國民に向つてなせる宣言は、 及びプロ ンビェル密約の趣旨の範圍を、 一歩も超ゆるものにあらざることを示しな 等しく戦

「世上時勢を察知せざる人々多し。余は幸にしてかゝる人々の中に屬せず。賢明なる今日の輿論の 第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の變革 九五

これを實現するに難からざるものである云々。」(ボンジアン前掲書)⑫ 領地を奪ひ、或は彼等に余の意圖を强制せんとするがためでない。余の軍隊は諸子の敵を敗り、 義的なる勢力に向つて、それを余は歐洲の最も美しき地域を自由解放することに貢献しつく、誇 秩序を維持するを目的として行動し、諸子の有する正統の要求を表現するに、 りを以て求めんと欲するのである。――余のと、に來るや、何等豫想を以つて諸君主の現有せる ――屢々蹉跌したる諸子の獨立の要求は、 効果勘き説服の力よりも、 道義的勢力を以て示す方が、一層偉大である。この道 もし諸子がそれに相應せる態度を以てせば、 妨害をなすものに

か 察されねばならぬ。この事に就いては先づ、英佛國際の關係を考慮し、從つて遠くドナウ河 この機會と條件とは、 年代前期に於て、或る機會を以つて、更に或る條件の下に於て不測の發展をなす可能を有してゐる。 斯くてとの二種の言明に於て觀察されるところの雨端の孰れかは、而して又雨端の何れをも、六〇 ルウマニヤ國成立の問題、卽ち所謂「イタリヤ問題の東方的反射」の由來を回顧せねばなら 自由貿易策の確立に於て、而して又何が故にその由て來るかの理由に於て、觀 口 兩地

係に於けるナボレオン帝の方策も、旣に紆余曲折して、實はイングランド外交當局者を翻弄し、益々 十世紀に亘る英佛史の研究)は、この當時の狀況を審にす。このサヴォイ併合の一事に關する英佛關 ・バジェの、「サヴォイ併合、及び一八六〇年一月乃至四月の英佛關係危機」、(十八世紀より二

は、英佛通商條約の議會承認よりも困難にして、又却つて英佛通商條約の成立をも危からしむる可能 に對する好意は、恒に且つ長く同內閣に對する反對派の論難の對象であり、サヴオイ併合の議會承認 その對議會策の上に困難を感ぜしめたごときものであつた。サヴオイ併合は、 トンによりて、 六〇年四月中旬、 一八六五年まで組織されてゐた。パーマーストンの佛蘭西第二帝政創立當初以來とれ 住民投票に由りて佛蘭西に併合された。當時イングランド內閣は自山黨パー ニイスとともに、一八

性を有してゐた。この事は、決してナポレオン帝の察知し得ざることではなかつたのである。

6 は 合を計畫し、更に猶その理由の一端に、國民主義を参照する「自由境界」の主張を置いたことの如き 當然に考慮されらべきにも拘はらず、敢然として、プロンビエル會見の當然の發展としてサヴオイ併 兩帝會見)以來の對露策が、ルウマニヤ問題を通過して、容易にその効果を表はさず、國民主義の主 決してこの間の帝の深謀を形容すること能はざるものにして、却つて彼のアングロ狂の非難の一端と H らかにするかを、示すものと謂はねばならぬ。トックヴィルが帝の政治の方策を非難して、 の些細な生活」の方策とした事の如きは(スプロクストン著パーマーストン及びハンガリイ革命)、 (同前) 然るにこの察知の存するにも拘はらず、しかもスツツトガルト會見(一八五七年九月二十五日佛露 なりろるものである。 如何にこれと自由貿易策との相對が、國內政策に對して、所謂「皇帝の內祕」の性質を明 亦國際的位置の保持に於ても、イングランドとの協調が、劉露對墺政策上の牽制として

の外觀は、うちにこの苦慮の努力を知らしむるところである。 の中に一貫したる主張の實現に向つての、絕えざる努力の存することを窺はしめる。一面帝政の萎微 きを以て、結局は便宜臨機の變遷を經過しつ」、終には「結局は大局に於ては、英國の勝利である」(エ のクリミヤ問題、殊に一八四八年ポーランド叛亂、更にドナウ下流問題に於けるその調停案提示の如 マルクス「英國對外策の統一性」)ものに比する時は、「帝の內秘」は多面を包藏しながら、實はそぼ 一八一五年の原則として均勢主義を標示したる英國外交策が、一八四〇年の四國同盟、一八五四年

機の細項は、 帝が充分に察知しながら、敢然英國の反對を無視したるサヴォイ併合事件に關する、英佛國際の危 (Faucigny) 二地方のスウイス譲興の不履行とにある。(パジェ前 中部イタリヤ國建立問題と、「自然境界」の言明と、シヤブレエ(Chablais)、フオシニ 湯 湯 (T)

然らざれば二地方の佛蘭西歸屬かを指示したとと(同前)が、とれに参照される。而してこの所謂歸爲 歸屬となるべき ことが主張された。 その放棄を法王に勸告したるもの、(拙稿「オルシニ事變の前後」に旣に說述した)を含むで、 部イタリヤの住民投票歸屬決定、 しも英國政府の考ふる如き、 八六〇年一月末、 帝がサルデニヤ王に提示したる意見に於ては、同國の一層の擴大を否定し、中 中部國建立ではなく、從つてそれが法王所管地ロマニヤ、 及びサヴオイ・ニイスの同様決定のことがあつたが、この意は必ず トウヴネルがイタリヤ問題の決定の必須として、中部國建立か、 即ち帝が屢々 サルヂ

属 輕々に論ずべきものなしとは謂ひながら、それは實に一貫したるプロンピエル約以後の發展にして、 案に據るものか、更に又パーマーストンは夙に之を察知し居たるものか、これらに就いては今こ」に る 初 に警告して、 自然境界説、從つてそのライン政策を含むものも、おのづから生じ來るものに属してゐるのである。 境界の意ともなるものである。この歸屬に先だちて一八六〇年一月、ジョアンヴィル公が英國政府に (revendiquer)は、アルプス山形に依る自然境界の意を有し、この意は延いてライン河に依る自然 自然境界を理由としたるサヴオイ併合が、皇帝の意に出づるものか、或は上述トウヴネル個人の 或はプロンピエル會見の直後に於て、英國政府の當然に察知すべきところであつた事が考へられ · ライン境界の將來を以てしたと謂ふ(同前)。然るにこれらは實は旣にイタリヤ戰役の當® 佛蘭西帝の意が自然境界に在ることがあり、之に依つてヴィクトリヤ女王がラツセル卿

0 ふ事である。(ドリオウル「東方問題史」) この國民主義の將來と帝の政策との關係の點、 更を余儀なくなされるであらうと云ふことを以てし、私かに、ライン左岸地域及びベルジウムを占據 ポーランドは露國に反抗し、匈牙利伊太利は墺國に反抗し、英國の主張たる一八一五年の決定は、變 のみこの戰を繼續するの意なく、英國に告ぐるに、若し戰を續くる時は、各地國民運動は大に起り、 い點は之を除きて、ライン境界の志は旣に夙に存したことが窺はれるのである。 以て事有るの日に備ふることを可とすと考へ、却つて英をすてて露に接近するを捷徑としたと云 シャプレイその他に 及び對露策

ドリオウルの記すところに據れば、夙にクリム戰役に於てナポレオン三世は、

英國の利益のために

第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の變革

闘しては、帝はこれを却つて紛糺の端緒として、實施しなかつた。(バジェ前掲書)。

されねばならぬ。 保守派教會派、及び一般國人に對する光榮の考慮の存在を示しつゝ、又他面には、この危險を敢てし ながら自由貿易策の確立、而して對英親和の苦心の存することをも知らしむるものあることが、注意 この帝の内談に類してしかも一貫せる政策が、敢て英國の反對を事とせざることの反面には、國内

三、勞働者派遣

業である。 政策の反映する關係に在るものは、自由貿易策と勞働階級保護、更に又オウスマンのパリ市街土木事 西をも牽制するに在つたことは、種々の點から想定されるところである。この政策に反映し、 第一に伊太利問題の完結、 の承認、第三にボーランド問題の國民主義的解決の、との三者に對して、東に墺太利との協和を有 西に英國の親善を保つ事、而して同時に露西亞を牽制し、更に尚末多く帝の考慮に入らざる普露 八六三年の歐洲危機、即ちボーランド叛亂に關する諸國の對峙の間に在りて、佛蘭西帝の政策が 第二にルウマニヤ新形勢則ちアレクサンドル・クウサの身的結合に由る統

ころを失ふが如き、悲運に際してゐた。甞て私が所謂「帝政の讓步」に就て、上述の論文中に說いた 然るに、これらの諸事質を葢ふところのもの、即ち權威帝政の變革は殆んど悉くその目的とすると

左翼への發展は、 ところの結果をも生じ來らんとするのである。之を第二帝政末期の悲運と形容するに過誤がない。 されると共に、自由貿易策も勞働階級保護も、 後の對露策の蹉跌を初として、順次に佛蘭西帝國の國際孤立が、遂にメキシコ事件に於て顯著に表現 如く、それは決して護步にあらずして、帝政本來の意が、機會を得て示現したものであつたところの 畢竟は帝政の威信の維持の努力に外ならぬものであつたのに拘はらず、 却つて政治機關の上の現象に於ては、 所期に反對する クリミ

八六三年二月八日)の後一個月、 一八六三年三月二十八日、則ちボーランド關係アルフェンスレエベン軍事秘約(Alvensleben)(一 佛蘭西帝が墺太利帝フランツ・ヨゼフに送れる書簡、(ステルン「近

世歐洲史」第九卷附錄)に、

かい ・壊太利と佛蘭西とは、その過去の仇敵關係を忘れて、相携て、その威信とその資力とその軍隊と 同一目的に向つて用ふるために親密に結合さるゝ時は、事態の秩序を長く持續するを得べし

云々山

議要請に至る外交上の成功の端を發したものであつたが、これを次の事實に照應して觀るべきところ 密約强行の企、(二月二十六日プロシャ議會に於ける喧燥非難の間の演說)、(テオドル・フラアテ「獨 とあるは、 逸演説集」)を破碎せんとするものにして、後日の佛英墺及法王共同勸告、延いてゴルチャコフの協 要はアルフェンスレエベン密約破棄を要求するド・リユイの方策を强調し、 ビスマルクの

第一帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の變革

0

る。 疑なしと記してゐる。 と雖も、少くも皇帝の意圖に關する、 驚くところがあつた。この理想は、要は、佛墺は英國と同盟して、歐洲の改造を行ふことである。こ 三年二月二十一日、 ス の改造の計畫の細項には、ライン左岸の佛領たるべきととあり、 プラチアヌ「ナポレオン三世と國民性」の記するところに據れば、 ヤ・ヘルツエゴヴィナ併合あり、波蘭の獨立あり、更にラテン亞米利加に於ける賠償のこともあ ブラチアヌはこれに關して、 イから、 所謂「彼女の政策の理想」("l'idéal de sa politique") (ブラチアヌ前掲書) 則ち前記皇帝書簡の以前凡一個月、 との計畫が皇后一人の所謂理想か、 精確さは疑はる」ものながら、 アルフェンスレ ルウマニヤ國の成立あり、墺國の しかもその「飜譯」であること 皇帝の意圖に在るかは詳ならず 壊使節メツテルニヒは、一八六 エベン密約の直後、 を聴い 皇后イウ

その夢中にも描いたと云ふ英露共倒れの戰の起ることを、等しく描いてゐたかとも考へられる。然る ともなかつた。佛蘭西帝の心中には、或はかの墺國使節プロケッシ・オステンが一生涯の希望として 對露西亞の如く「良き兄弟」と「良き友人」("bon frère" ou "bon ami") との修辭の爭論を起すこ terrible")としたにも拘はらなかつた。對伊太利の如く、そのために干戈をとるが如きことも無く、 關係を破綻に導くこともなかつた。英國一面が、パーマーストンを非難して「この恐怖すべき」("ce 不變の國際政策をなしてゐた。敢てクリミヤ役以外には同盟結合のことはなかつたが、しかも親和の 離即の關係の變化はありながら、 皇帝即位の承認以來、ナポレオン三世の對英親和策は、常にその

バ 第二帝國を倒したものが、 に、この無感覺無主義の島國は、 の對策にも、さては自由貿易策勞働者派遣の結果の收拾にも、 1 ーストンであり、 ラツセ ビスマルクよりは寧ろカヴールであるとするならば、 ルであり、 クリム戰役の終末にもルウマニヤ問題の處理にも、 グラツドストンであるとされ得るであらう。 如何なる友情をも酬ゆることが無い。 それは更にむしろ、 ポーランド叛亂

の」(ステルン前掲書)である。 問 以來弛緩したる關係を、 のは、この時である。 なるを告げ、帝をして通商條約の締結が、これに對して最良の方法たることの信念を强からしめた」 策は次第に確立を得た。 易論者シュヴアリエ 題の當初である。 コブデンが帝にパリに於て見えたのは、一八五九年十月二十七日である。コブデンと佛蘭西自由貿 成文を得てゐた。伊太利戰役後の英佛關係、 p (Michel Chevalier) との交渉は、これに先だち、兩國通商條約草案は早く私か 「佛蘭西舊來の貿易策を捨て」、急にその方針を變じた帝の意は、 ンドン駐在使節ペルシニイが歸來して、 自由貿易國英國との結合に於て、再び緊密ならしめんとしたることを示すも 條約の發表は一八六〇年一月二十三日、 延いてサヴオイ併合の關係に前後して帝の自由貿易 「英國朝野の佛蘭西に對する不信の大 恰もサヴオイ併合に關する英佛關係 伊太利戰役

之に從つたところの英國民衆の福利の增進に、帝は深く心動された。帝の希望は、同様に佛蘭西の福 英國滯在の間、コブデン・ブライトの運動を實見した。その運動に由り、 「然しながらこれを以て帝が夙に自由貿易説に傾耳してゐたととを、 看過するは誤りである。 17 バ ート・ピイル 帝は

第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の戀革

が、 息が、而して前述する「貧困の絶滅」の意と、「平和的民主主義」の精讀と、又「左翼への發展」と 利を開拓して、自由を失へることの上に、國民を慰せんとした」のである(同前)。如何にこの間の消の ウ (Achille Fould) に宛てたものに觀られる(ラヴィス近代佛蘭西史 相通じ相應ずるかは、一八六〇年一月十五日モニトウルに公にされたる、 皇帝書簡、 財務長官フ

「生産物の交換によつて、我が國の商業を發展せしむるに先だち、先づ我が國の農業を改良し、 注意を惹かんことは、 列强との通商條約締結等々、これらが、直ちに實現すべきための法案を、準備すべき汝等同僚の 交通路の改良、運河税の低減、農工業に對する貸付、相當の公益事業、 せしむることを努力すべし。要するに、羊毛、木綿に對する關稅禁止、 穀類の招來を計るべし。而して、運河鐵道間の正しき競爭を設定することに由つて、稅率を低減 産業に必要なる原料品を、凡ての關稅から解放し、これにその原料の完成を助長する資本を、與 が國の産業を、その凡ての國內的拘束から解放する必要がある。産業上の生産を奨勵するために へる必要がある。公益事業所管の長官は、速かに運河、道路及銕道の施設を實現せしめ、石炭、 余の期待せるところの企劃に對する基礎である云々。」 砂糖、 輸入制限の禁止、 珈琲の關稅低減、 叉は諸 我

奮せる勞働階級の保護者である。この王宮組も數人の勞働者より成立せるものである。 一八六一年三 の關係よりはむしろその教育の元來に於て自由主義であり、伊太利黨であり、從つて伊太利戰役に興 ("le Groupe du Palais-Royal") の指導者たるブランスナポ V オ ンは、 伊 太利結緣

行ひ、 國的感覺」の言なりとして賞揚した(同前)。 者に對抗して、 (Les brochures du Palais-Royal) は、「六月の日」の鎭定者、資本家、普通選舉反對者、保護貿易論 論じて、大に世論を盛にしたものであつた(同前)。彼の保護のもとに、同時に公にされたる諸小論 月初旬、代議院に於ける彼の演説は、法王世俗權の否定、伊太利統一の必要、對英親和政策の有利を を勞働者が援助すべきととを勸めた。帝はさきのプランスナポレオンの演説に對して、「高尙なる愛 彼等と同様なる利害を有し、皇帝のみが彼等の希望を實現しうるもの」なることを說き、帝政 勞働者等を敦唆するが如き文語を用ひ、 「皇帝は勞働等の 感情に 一致したる外征を

ナポ 貿易策の採用と、 を以て、實現の一つの方策を示すこと、なつた」(ジョルヂウェイル著フランス社會運動史)。自由 ルウマニヤ問題以後遷延して、スツツトガルト會見の不成功を補ふべき政策を、助成すべきことは、 らんとして、却つて轉じて離間に傾かんとした。第二帝政の崩壞は、質にこの關係に存在するのである。 際の潰滅は一八七〇年に至つて、帝國とともに帝の掌中を去り、今第二者も掌中に握る事一層確固た の前後」参照)。然るに、イタリヤ戰役は第一者と離間し、後年のメキシコ事件に至つて益々遠く、軍 ザイフアルト著「一八五三年五四年のパリ認知」(一八五五年刊)の語を想起すれば、「世人はルイ・ 「帝政と勞働者との協同のこの企ては、ロンドンに於ける世界博覽會に、その代表を派遣すること レオンが掌中に握るものは、 ンドンへの勞働者代表派遣とが、サヴオイ併合關係の英佛國交の危險を緩和し、 僧職と軍隊と、勞働者との三社會居である。」 (部) 「オ ル シニ事變

第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の經革

當然に考へられる。こくに第二帝政末期の左翼への發展の一端が觀察される。

書及ラヴイス前掲出)。 を想起して、佛蘭西の勞働者に向つて、團結とその自由との成就を勸告した(ジョルヂウェ 組合の自由と、その社會的地位を論じ、英國勞働者の歡迎と、「彼等相互間の勞働の團結」の提議 働者の狀態を嘆稱し、 働狀態の研究をなさしむべきことを主張した。帝はトウレンの案を採用し、勞働者委員の選擧せる二 百人代表は、同年七月中旬から九月中旬まで、ロンドンに派遣された。歸來せる代表者等は、英國勞 ウル (Arles Dufour) は、一八六二年ロンドン世界博覽會に勞働者代表を派遣して、英國に於ける勞 は、プランスナポレオンである。リョンの大工業家にしてもとサンシモニエンであるアルレ・デュフ 「國民興論」("YOpinion nationale")に掲けたる銅刻エトウレン(Tolain) 某の説を注意したの 高き賃銀と、勞働時間と、工場及び勞働組合の整頓を稱揚し、而して殊に勞働 1 ル前掲

四、「六十名の宣言」

その他抑壓されたる國民の自由を主張した(ラヴィス前掲書)。第二共和政の初に、 考へることを説き、更にルウマニヤ國の成立、イタリヤ國の復興、ポ 的利權の當然なることを主張し、帝が勞働階級の保護と、國民性の尊重とを以て、現代の急務なりと 一八六一年以來公にされたる勞働者等の諸小論前記のうちには、彼等團結の自由、從つてその政治 ーランド・ハンガリイの解放、 ラマルチヌがポ

牲とする、 するもの を發したと云ふことが、之に參照される。而して、ビスマルクの演説アルフェンスレエベン密約に關 1 ランド亡命者等のバリ街頭示威行進に對して、「恰かも勞働者に對すると等しく」、賞養激勵の語 (前記)、「他の國民性或は國民的運動に向つて、 政治的疾病である」(テオドルフラアテ獨逸演説)とあるものが、 同情し興奮することは、 これらに對して、 自國 の利益を犠 新時

代の端緒を包含するものとして参照されるのである。

ある。 に發展した。 結局はその意を全くせざるに留まらしめしのみならず、却つて議會的帝政の末端として反撥したので 能はざるに於て、勞働階級の保護は終にその意を全くせざるに留る。 る ス著ナポレオン三世とその政略) のうちの國民性尊重は、 ンド叛亂に能く爲し能はざるを表示したる國民性尊重の政策は、これと並行せる勞働階級の保護をも 第二帝政の政策の、三位の原理たる、人民宗主權、自然的境界、 これに向つて新時代の趨勢が、破壞を行ふ時に於て、或はこれを保持せんとして、遂に能く爲し 緩徐なる左翼への發展は、終に國民信賴投票の一瞬の輝きを殘すのみにして、第二帝政の終焉 勞働階級の保護と不可分の關係に存在す 及び國民性尊重(ピエルドラゴル 伊太利戰役に出發して、 ボーラ

地位 目的は、 の解釋にも山るものである。然るに一八六三年のボーランド問題に關する國民性尊重は、 勿論國民性尊重の上に存し、又往日のプラハ市スラヴ會議後の、スラヴ運動の上の露西亞 スツツトガルト會見後、ルウマニヤ問題の紛糺の間、佛蘭西外交は親露策であつた。この 政策的 0

第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の變革

らず、 係に於ける佛蘭西の孤立は、墺國の孤立と並び、國際關係を支配するものは、パーマー ピス 尊重 第三卷参照)然るに、 壊法王の共同提言は、この形勢に出づるものである。

叛亂者の完全なる赦免、 に阿阿 ととを行はしめ、 K 援助を必要とするものである。國際援助か、 ドに同情せば露西亞と協和を破り、露西亞と結べは國民性尊重を壞つのである。 一八一五年特許憲法に依るボーランド議會の設定、信教言語の自由公認等の、 る教會派 t 外ならない。ド 1 7 秤關 の原理の危機である。 叉ナボレオン三世にもあらずして、「政治的疾病」を主張するところのピスマルクとなつた。 ル IJ 7 1 係を招來した。 ボス露西亞史第二卷) の書を得て、 イの抗議、 更に 國民性尊重の原理に由るものであることは謂ふまでもない。(ブルジョア外交史提要 遂に危機到來して、 ナウ河口地に於ける塡國駐兵の事件漸く解決して、佛墺の接近亦考量の中に在る。 ボナパル 三國の協和不備は、ビスマルクをしてゴルチャコフに交渉終止の宣言を發する ゴ ルチ 協和を棄てて省みず。 佛蘭西國民のポーランド同情の聲は、 帝の苦心に出づるもの、この雨者を共に維持すべきものは、英國との協和 ト派も大ナポ + コフの協議要請を經て、 國民性尊重は、 佛蘭四のピスマルク退職要求となるに及び、パー v オ 國民性尊重か、その一を選まざるを得ざる、 ン事蹟の傳統に於て、 その無感覺不誠意は極端に表明された、(ミリウコフ かくて完全にその能く爲し得ざるを示した。 アル フェ 自由派は勿論、 ンスレ ボーランドに同情した。 ェ べ ン密約處理 との提言條件が、 ポーランド人の任官、 宗教上の理由 帝政は何等かの國際 ス 7 に闘する英佛 1 應に國民性 トンにもあ ス ボーラン を以てす 國際關 トンは 佛蘭

の必要に應じて、手段を講する自由の獲得であり、政府或は資本家の保護を排することである。 が、トウレンの所論も、歸來勞働者代表等の要求も、勞働者相互の間に於て、彼等のみに由り、 に行はれたことに對して、帝政反對者はその不合法を難論した。 0 の結社の自由 八六〇年通商條約の締結は、生活必要品の價格を低減し、貧民に對して福利を齎すものであつた 工業資本家の不平を招いたことは謂ふを須ひない。その締結の交渉が獨裁的に、 (後年一八六四年結社法制定)は、畢竟仮等の政治的權力を伴ふととである。 内秘の間 通商條約

言には、議會討議の速記報告と、修正提案權と、更に質問申告權の獲得があつた(ゲリオ著ナポレオ Darimon, E. Olivier, Ern. Picard, J. Favre) の行動の豫測であつた。ダリモンがモルニイに答へた と言つたことは、議會的帝政の形勢に對したもので、所謂「五人組」("Cinq")の政府反對派(Hénon, ン三世傳)。これらは一八六〇年三月の事にして、「十一月勅令」發表の前である。 ウデタの人モルニイが、「皇帝は頗る善良なり、然しその後織に如何なるべきを、人は知らず」、

「その重要なるにも拘はらず、この勅令は旣存の慣習を、法文に表はしたものに外ならない」(同前)。 しこれが端緒ならば、帝國は基礎される。又若しこれが終局ならば、帝國は喪失される」と(同前)。 向さきに述べたるものゝ、「端緒」がある。同勅令に關して一議員は、モルニイに語つて曰 「國政上の重要なる會議員に對し、 八六〇年十一月二十六日勅令は、自由帝政に向つての第一步である。六〇年代に於ける帝政の傾 我が政府の一般政策に一層直接なる、参興の權を與へんと欲し、

第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の鰻革

て、「孤立」せる第二帝政は、光榮の傳統に立つ權威と軍隊とを保つのみである(セイニョ 發展し、ロマニヤ割譲とローマ駐兵と聖禮加冠との交渉の間に、「僧職」を失つて、國民主義を残し 自由派、或は又勞働組合の自由結成に向つて突進せんとするものに由つて、好機とされたのである。 る」帝の意と、解すべきものであるに拘はらず、凡ては「端緒」の意を以つて、帝政反對派或は一般 且义我等の信頼の顯著なる證明として、云々」と言へる同勅令初項の數言は、まことに「頗る善良な ボーランド叛亂干渉は、國民性尊重と國際援助との兩秤關係の發展の間に、 「完全なる不信義」との收受に由つて、この二つを同時に喪失した。政策の三位一體の一角全く崩れ 第二帝國は續々、左翼への發展の事件を更ねた。伊太利戰役は國民主義と僧職との兩秤關係の中に 「新時代の破壞力」と、 ボス佛蘭

或は停止を命じたことは、之を意味するものである。更に一八六三年總選擧に先だちて、立候補者に 多くの議會權限の擴張を行ひながら、 第二帝政の末期而してその最も複雑模糊を包含する時期は、爰に存在する。十一月勅令を始めとして の失敗續出の間に彷徨しつゝ、唯、しかも權威を失はざらんことに汲々たるものありしが故である。 れるものは、理想と主義との國民性尊重と、自由主義とが、その本然の姿に顯著ならむとして、現實 て叉不可解なる躊躇からして」、(ボーモンヴアシイ十九世紀眞相錄)、帝政の變革が生じ來ると見ら 「次第次第に、或時はその執拗からして、又或時は之と反對に、時宜を失つた護歩からして、而し 政體の變改に關する如き言論を極力抑壓して、或は警告を發し

對し皇帝に向つての宣誓書を要求せんとしたことの如きは、最も好く同様の意を示す。

らず、彼等を低級民たる狀態に放置し置くところの、諸法律と諸慣例との撤廢の要求があつた。 帝政反對派を增大した。「必要なる自由」(les libertés nécessaires)、即ち言論と結社と集會と選舉と つゝあるを非難するものは、五人組を中心として、共和派自由派而して勞働者の大部分を包括した。 の自由を主張して、それらが十一月勅令の意に、包含されながらしかも特殊法臨時法等の拘束をらけ 八六一年八月に於て、一印刷職工の署名せる皇帝への請願には、勞働者が選擧權を有するにも拘は 「普通選擧の年期奉公」(l'apprentissage du suffrage universel)、に傾向した種々の政治運動は

を排して、地方に於て稍々優勢を示したのみで、凡ての都市に於ては政府反對派の勝利となつた。議 選擧に觀察してゐた故に、これら總てのものゝ努力は集中されて、六月の總選擧は全く政府立候補者 北戰役の影響とは、勞働階級の感覺を刺激して、一層との傾向を大ならしめてゐた。 保護策を通じて、政治上の擡頭に熱心であつた勞働階級の政府反對派援助は、大なる勢力をなした。 州知事に命じて作らせたことも、 護貿易論者、而して叉帝政の左翼への發展を憤慨せる帝政派も、現狀打破の好機を、一八六三年の總 トウレンはその言論を以てこれを率ねてゐた。前年一八六二年末に於ける「棉花饑饉」とアメリカ南 會的帝政の期と」に始まらんとした。政府が共和派その他總選舉に反政府的なるべき人々のリストを 伊太利政策、羅馬問題に不滿を懷きて、帝政を離れた僧職教會派、通商條約を惡む工業資本家及保 何等の功をも奏しなかつた。殊に「低級民たる狀態」から、

ifeste des 60) は、「政治的同權は、必然に社會的同權を包含する」ものとして、言論集會の自由、 は實に「掌中に握る」べきものではなくなつた。 たる勞働者」は、 家教會の分離、勞働の完全自由、 が選まれたる時、この選舉に勞働代表を立てて争はんとしたる勞働者等の、六〇名署名の宣言(Man-六四年三月の共和黨議員補欠選擧に際し、 て伴ふ」と云ふ理論との希望は、 帝は、何等かの社會的改革を以て、これを補塡せんとし、政府提案の結社の自由に關する法、(一八 六四年四月)が決定されたが、勞働の自由と、「勞働者の經濟的解放には、 さきに述べたる勞働者の諸小論冊子にあつた組合の自由の要求は、益々强調され、等しく同冊子に 「皇帝の下に集まれ」の意は、次第に失はれた。これに對し、政治的譲步を欲せざる皇 既にその國際的連絡を有して、 教育の國家管理等を提唱した(ラヴィス前提書)。所謂 勿論この結社法の一層の完成に向つての、 カルノオ (Carnot) 及びガルニヱ 帝政の反對者のその外側に一勢力を現出した。それ ・% 为 H (Garnier-Pagès) 激動を起さしめた。 政治運動がその手段とし 「團結され 或

偏に發展し、國民性尊重は、尚その條件と除外との盾矛を包藏しつゝ、法王權と國際事情とのために るべかりしものと考へられる。人民宗主權は、 ざる、又一を缺いて他を保ち得ざるととろの、同一思慮の源流の分派である。若し一八六〇年勅令が 人民宗主權の發達の途上にあるならば、一八六三年の危機に於て、國民性尊重の政策はその實現を見 帝國政策の三位たる、 人民宗主權と國民性尊重と自然境界說とは、相互に關聯して、少時も離れ得 尚帝政權威を保持せんとする 種々の方策にも 拘はらず

れたるエミル・オリヴィエが、議會帝政の内閣長官たる日は、既に近づいてゐた。 を籠絡し、帝をして帝政の救助者と思はしめたるものは、實は墓穴堀りに過ぎなかつた」と、非難さ むべき結果を招來するに至るものであること、疑なきところである。「人と爲り能辯にして、 れて行つたものが、帝政末期の前半の形勢であるとせば、後半に於ける自然境界説の運命も、 悉く支離し終つた。この積極の發達傾向と、現實の失敗との間に、却つて建設すべかりし權威が失は 全く帝

- Morris Friedberg, L'Influence de Ch. Fourier sur le mouvement social contemporaine en France, p. 114
- (10) ibidem. p. 14. "l'Expression quelque peu exagérée du socialiste allemand Charles Grün."
- (3) Jean Mourain, Le Politique ecclésiastique du Second Empire de 1852 à 1869. p. 224.
- ("Les attractions sont proportionnelles aux destinées Le série distribue les harmonies."
- (e) Georges Weill, La France sous la monarchie constitutionnelle, p. 262
- 9 "L'Extinction du paupérisme"
- 9 Georges Weill, op. cit. p. 263
- 6 Jacques Bainville, Histoire de France. p. 490.
- 9 G. I. Bratianu, Napoléon II. et les nationalités. p. 35
- (3) ref. E. Bourgeois, Manuel historique de politique étrangère. T. II. pp. 631 et seq.
- Bonjean (Sénateur), Du pouvoir temporel de la papauté, p. 416
- 第二帝政末期六〇年代前期に於ける自由帝政の變革 Studies in Anglo-French history during the 18., 19. and 20. Centuries. Chap. 7. G. Pagès,

The Annexation of Savoy and the Crisis in Anglo-French relations, Jan-April, 1860.

- (i) ibid. p. 91
- **5** Alexis Tocqueville, Recollections. cit. Ch. Sproxton, Palmerston and the Hungarian Revolution. p. 19.
- **(5)** Erlich Marcks, Die Einheitlichkeit der englischen Auslandspolitik von 1500 bis zur Gegenwart, p. 23
- m ref. G. Pagès, op. cit.
- (B) G. Pagès, op. cit. p. 86.
- (B) ibid. p. 91.
- Ed. Driault, La Question d'Orient depuis ses origines jusqu'à la paix de Sévres. Chap. V.
- ② G. Pagès. op. cit. pp. 98 et seq.
- Alfred Stern, Geschichte Europas von 1848 bis 1871. Bd, II. Anhang 1.
- Theodor Flathe, Deutsche Reden; Otto v. Bismarck, Gesammelte Werke. Bd. 10: Reden.
- 20 G. I. Bratianu, op cit. pp 69, 70.
- (3) Alfr, Stern, op, cit. p. 3 & p. 1.
- 26 ibid. p. 1
- @ Ernest Lavisse, Histoire de France contemporaine. Tome 7. p. 9.
- ibid. pp. 18 et seq.
- m ibid. p. 34 & p. 18.
- ® Waldemar Seyffarth, Wahrnehmungen in Paris, 1853 und 1854. p. 33.
- (3) Georges Weill, Histoise du mouvement social en France. p. 59.

- a ibid. pp. 61 et seq., Lavisse, op. cit. pp. 34 et seq.
- ® ibib. pp. 57. 58.
- (i) Th. Flathe, Deutsche Reden. v. dessus.
- Pierre de la Gorce, Napoléon II. et sa politique. (Résumé de son Hist. de Second Empire.)
- ® E. Bourgeois, op. cit, T. II. chap. XII. XIV.
- P. Millioukof, Ch. Seignobos, Histoire de Russie, Tome I, chap. XVIII.
- ® Paul Guériot, Napoléon II. Tome II. pp. 15, 16.
- 39 idid. p. 19.
- (ii) Ch. Seignobos, Histoire sincère de la nation française. p. 439.
- ① Vte de Beaumont-Vassy, Mémoires secrets du XIX. Siècle. p. 371.
- (1) Ch. Seignobos, op. cit. p. 440.
- (iii) Lavisse, op, cit, p. 34.
- (1) ibid. pp. 38, 39.
- Henri Robert, Les Grand procès be l'histoire. p. 166. "Hélas! il n' en fut que le fossoyeur"